
AMT/NEWSLETTER

Corporate

2026年1月29日

※本ニュースレターの内容は商事法務「CODE」にも掲載しています。
<https://code.shojihomu.jp/>

会社法改正の最新動向

—法制審議会会社法制部会第5回 議事詳細—

弁護士 坂本 佳隆 / 弁護士 野村 直弘 / 弁護士 野村 賢太郎

Contents

- I. 第5回会議の概要
 - 1. 議事の概要
 - 2. 部会資料の概要
 - 3. 参考資料の概要
- II. 指名委員会等設置会社制度の見直し
 - 1. 指名委員会の権限の見直し
 - 2. 監査委員会の権限等の見直し
 - 3. モニタリング・モデルをより強く指向する見直し
- III. 役員等の責任に関する規律の見直し
 - 1. 責任限定契約制度の見直し
 - 2. 株主代表訴訟制度の見直し
- IV. 有価証券報告書の総会前開示の進展を踏まえた規律の見直し
 - 1. 開示事項の相違点と開示書類の一本化
 - 2. 株主総会と開示の時期
- V. 次回以降の会議の見通し

I. 第 5 回会議の概要

1. 議事の概要

2025 年 8 月 27 日、法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会の第 5 回会議が開催された¹。

第 5 回会議の議題は、企業統治の在り方に関する規律の見直しに関する論点およびその他の論点の検討である。具体的には、①指名委員会等設置会社制度の見直し、②役員等の責任に関する規律の見直し、③有価証券報告書の総会前開示(有価証券報告書を定時株主総会の前に提出することをいう。以下同じ。)の進展を踏まえた規律の見直しについて審議された。

以下、特段の断りのない限り、条文番号は会社法のそれを指す。

2. 部会資料の概要

「部会資料 5」は、「企業統治の在り方に関する規律の見直しに関する論点及びその他の論点の検討」と題して、上記 1. の①～③につき、論点を問題提起した上で、補足説明を記載している。その内容および委員・幹事から示された意見の概要は、後記 II.～IV.で紹介する。

3. 参考資料の概要

第 5 回会議には 2 つの参考資料が提出された。

「参考資料 15」は、金融庁が作成した資料であり、総会前開示の有用性、実施状況、現行法制上の整理、実現方法等が説明されている。

「参考資料 16」は、経済産業省産業組織課が作成した資料であり、責任限定契約の対象範囲の拡大と、総会前開示に関する論点について、同課の見解が説明されている。

II. 指名委員会等設置会社制度の見直し

指名委員会等設置会社制度の下では、指名委員会、監査委員会または報酬委員会の委員の過半数が社外取締役でなければならないが(400 条 3 項)、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役でなければならないとはされていない。また、指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の内容を決定する権限を有し(404 条 1 項)、取締役会が当該決定を覆すことはできない。

このような規律は、この制度の前身である委員会等設置会社制度が創設された平成 14 年の時点で、社外取締役の適任者が少ないとの指摘を踏まえたものであった。しかし、現在の上場会社における社外取締役の選任状況からすると、当時の懸念はもはや当てはまらないとも考えられ、特に取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役会が指名委員会の決定を覆せないことの合理性は乏しいとの指摘がある。

こうした状況を踏まえ、指名委員会の権限、監査委員会の権限等のほか、モニタリング・モデル(業務執行者に対する監督を中心とした取締役会を基本とする企業統治の構造をいう。以下同じ。)をより強く指向する方向性が見直しが検討された(表 1 参照)。

¹ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00301.html(2026 年 1 月 23 日最終閲覧)

(表 1)指名委員会等設置会社制度の見直しに関する検討事項

1. 指名委員会の権限の見直し
<ul style="list-style-type: none">取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役の選任・解任に関する議案の内容に係る指名委員会の決定を取締役会決議により変更できる旨の規律を設けることの是非
2. 監査委員会の権限等の見直し
<ul style="list-style-type: none">監査委員でない取締役による監査委員会の議事録の閲覧または謄写(以下「閲覧等」という。)を制限することの是非監査委員の選定・解職手続との関連で、株主総会決議により取締役を選任する際、各委員会の委員に選定されることが予定されている取締役について、その旨を株主総会参考書類の記載事項とすることの是非常勤の監査委員を選定しない場合において常勤の補助者の設置義務を設けることの是非
3. モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態としての見直し
<ul style="list-style-type: none">取締役の過半数が社外取締役であることの義務付けの是非執行役が各委員会の委員を兼ねてはならないとすることの是非²

1. 指名委員会の権限の見直し

指名委員会等設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、各委員会の権限を強くする必要はないため、取締役の選任・解任議案の内容に係る指名委員会の決定を取締役会決議で変更できるとすることに合理性があるとの意見が複数みられた。

その一方で、取締役の過半数が社外取締役であるならば、現行法においても、取締役の全員を指名委員会の委員とすることで実質的に同じことが実現できること等から、喫緊に必要な改正ではないとの指摘もなされた(仁分委員、田中委員ほか)。これに対しては、指名委員会では少人数の時間をかけた議論が期待されることを考慮すると、取締役の全員が指名委員会の委員になることが現実的なのか(青委員)、取締役会の構成次第では、取締役候補者の選定の議案策定において社外取締役の関与が逆に薄くなってしまわないか(高橋委員)といった疑問も示された。

また、見直しに必ずしも否定的ではない委員・幹事からも、以下のような指摘がなされた。

- ◆ 取締役の過半数が社外取締役である場合の特則を設けると制度が複雑になるため、むしろ、指名委員会等設置会社については取締役の過半数が社外取締役であることを義務付けた上で見直しをしたほうがよいが、いずれにせよ仮に見直しをするならば、①取締役会が指名委員会の決定を覆した場合に、その旨および理由を株主が知ることができる規律や、②業務執行者が現行法よりも社外取締役の選任・解任手続に影響を及ぼし得ることを防ぐため、指名委員会の委員全員を社外取締役とするか、または執行役を兼ねる取締役は指名委員会の委員になれない規律を設けることも検討することが望ましい(久保田委員)。
- ◆ 指名委員会の委員は取締役会でいつでも解職できるため、これをせずに指名委員会の決定のみ覆せるというオーバーライドの必要性やニーズがどれほどあるかについては疑問もある(松中幹事、松井(智)委員)。
- ◆ 指名委員会の権限を見直すならば、報酬委員会の権限も同様に見直すことになると思われるが、報酬委員会について見直しを求める意見が出ていないならばそれはなぜなのか、また、実務的に個別の報酬額を取締役会全体にどこまで共有するのかという指名委員会とは別の要素もあり、丁寧に検討する必要がある(青委員、豊田委員)。

² 現行法上、執行役は、取締役を兼ねることができ(402条6項)、指名委員会および報酬委員会の委員を兼ねることもできる。なお、監査委員会の委員を兼ねることはできない(400条4項)。

2. 監査委員会の権限等の見直し

(1) 議事録の閲覧等の制限

指名委員会等設置会社では、監査委員会の議事録は、監査委員でない取締役でも閲覧等できるため(413条2項)、執行役を兼ねる取締役の不正行為が監査委員会で審議された場合に、当該取締役もその議事録を閲覧等できてしまうという問題がある。

これについて、監査委員でない取締役による監査委員会の議事録の閲覧等は、取締役会の監督機能の一環として行われるものであり、(利害関係人を対象者から除外することはあり得ても)一律に監査委員でない取締役について閲覧等を制限する見直しは適当でないとの指摘がなされた(仁分委員、青委員)。

その一方で、不正行為をしていると疑われる者自身が監査の進捗について情報を得られる状況は、監査の独立性や実効性の観点から他の会社形態に比べて見劣りするため、何らかの対応が必要であるとの意見が多くみられた(松中幹事、田中委員ほか)。もっとも、閲覧等の制限対象者をどうするかについては、①監査委員でない取締役(豊田委員)、②社内取締役(内田委員)、③監査委員でない取締役であって執行役を兼ねている取締役および業務執行取締役(久保田委員)といった意見が示された。

また、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 指名委員会等設置会社制度においては、各委員会の位置付けや相互の緊密な連携という観点と、監査に経営からの独立性を与えるという観点との間で緊張関係があるともいえ、議事録の閲覧等を制限しただけで問題が解決するかは疑問であり、監査委員会の位置付けをどう捉えるかについて正面から議論したほうがよい(白井幹事)。

(2) 株主総会参考書類への記載

指名委員会等設置会社では、取締役会が各委員会の委員をいつでも解職できるため(401条1項)、経営上の不正の疑いを指摘した監査委員を取締役会決議で解職することもでき、監査委員会による実効性のある監査が困難となるおそれがある。こうした恣意的な監査委員の選定・解職を抑止する効果を期待して、株主総会決議で取締役を選任する際に、各委員会の委員に選定されることが予定されている取締役については、その旨を株主総会参考書類の記載事項とすべきとの指摘がある。

これについて、監査委員の選定・解職を行うのは株主総会ではなく取締役会であるため、株主総会参考書類の記載事項とする必要はないとの指摘もなされた(仁分委員)。一方で、各委員会の委員が不当な人事上の不利益を受けることを防止する効果が一定程度期待でき、すでに行われている実務とも整合することから、見直しに賛成する意見が複数みられた。

また、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 監査委員を含む各委員会の委員の候補者について、指名委員会の決定事項とする規律を設けることも検討に値する(久保田委員)。
- ◆ 株主総会参考書類による事前の開示もよいが、事後の開示として、予定と異なる選定が行われた場合にその理由等を開示させるほうがより重要であり、また、事前の開示では任期途中の解職との関連性は乏しいことから、監査委員に辞任・解職時の意見陳述権³を与えることが望ましい(松中幹事、行岡幹事ほか)。

³ 監査役設置会社における監査役または監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役は、株主総会において、監査役または監査等委員である取締役の選任・解任・辞任について意見を述べることができる(345条4項・1項、342条の2第1項)。

(3) 常勤の補助者の設置義務

指名委員会等設置会社では、常勤の監査委員を選定することは求められていない。しかし、監査委員会による監査の実効性を確保するため、常勤の監査委員が選定されない場合には、監査委員会の職務を補助する常勤の者の設置を義務付けるべきとの指摘がある。

これについて、指名委員会等設置会社の取締役会が監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項等を決定する旨の規律(416条1項1号口、会社法施行規則112条1項1号・3号)がすでにあり、その適切な運用で対応できること(仁分委員、豊田委員)や、常勤の監査委員の人選も容易でないこと(青委員ほか)等から、見直しは不要との意見が多くみられた。

もっとも、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 日本監査役協会のアンケート調査によれば、会員である指名委員会等設置会社のうち約75%の会社は常勤の監査委員を設置しているため、この見直しが行われた場合に新たな負担を義務付けられるのは4分の1程度の会社であるが、仮にこれらの会社が常勤で監査を補助する使用人を置くことすらしないとすれば、果たしてどのような監査をしているのか疑問であり、監査の実効性が極めて乏しい会社と捉えたほうがよいのではないか(田中委員)。
- ◆ 内部統制システムがあっても、それを実施するには、各業務執行担当者の下で行われている活動を監査活動においてヒアリングしていくことになるはずであり、習熟した人員は必要になると考えられる(松井(智)委員)。

3. モニタリング・モデルをより強く指向する見直し

指名委員会等設置会社制度は、いわゆるモニタリング・モデルを実現するための機関設計として位置付けられているが、投資家(特に海外の投資家)等にとって監査等委員会設置会社との違いがわかりにくいことや、平成14年当時の状況からの変化等を踏まえて、モニタリング・モデルをより強く指向するための見直しを検討することも考えられ、たとえば、①取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役でなければならないとする規律や、②執行役は各委員会の委員(監査委員会の委員に限らず、指名委員会および報酬委員会の委員)を兼ねてはならないとする規律を設けることも考えられる。

これについて、①現行法でも運用上の支障はなく、新たな規律を設ければ、対応を要する会社に大きな影響が生じること(仁分委員)、②機関設計は各企業が置かれた状況や指向するガバナンスの在り方等を検討して選択するものであること(藤井委員)、③海外では、転職を前提として様々な業界・業種を経験した厚みのある社外取締役のプールが存在するが、日本にはこれがないこと(森委員)等から、一律の要請として上記のような見直しすることに否定的な意見がみられた。

これに対して、指名委員会の権限の見直し(上記1.)との関係で、取締役の過半数が社外取締役であることを義務付けたほうがシンプルであるとの指摘(久保田委員、北村委員)や、むしろ指名委員会等設置会社の在り方を決めることが先決問題であるとの指摘(松中幹事)もなされた。もっとも、平成14年当時とは異なり、現在の指名委員会等設置会社の中には、取締役の過半数が社外取締役であるものもないものが存在するため、取締役会の役割や委員会との権限分配について様々な考え方が併存していると思われ、制度設計が難しい状態になっているとの見方も示された(松中幹事、行岡幹事)。

また、別の角度から、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 指名委員会等設置会社制度に現在どのような役割があり、何を期待されているのか、また、ほかの機関設計との比較でどのような特徴があるのかを明らかにする必要がある(加藤幹事)。
- ◆ 指名委員会等設置会社よりも、大半の上場会社が採用している監査役会設置会社や監査等委員会設置会社について、モニタリング・モデルを強く指向した形態を望む場合にそれができるような制度設計を考えたほうがよ

く、また、多くの上場会社が設置している任意の指名委員会や報酬委員会について、柔軟性を損なわずに、会社法に位置付けを与えるような制度改正がなされてもよい(田中委員)。

- ◆ 取締役の独立性が確保された会社にふさわしい形態を用意するために最もよい方法は、指名委員会等設置会社制度を見直すのではなく、別の新たな機関設計の類型を設けることであり、①当該類型は、取締役会の過半数が社外取締役で、取締役会レベルで独立性が十分確保できる場合のフォーマット、②指名委員会等設置会社は、取締役会レベルでは十分に独立性が確保できていないが、モニタリング・モデルを目指したい会社が使うべきフォーマット、③監査等委員会設置会社は、(現行法を維持するならば、)モニタリング・モデルの実現のためにも使えるが、それ以外の使い方も可能である柔軟な(それ自体としては内容が薄い)フォーマットとして区別することが考えられる(藤田委員)。

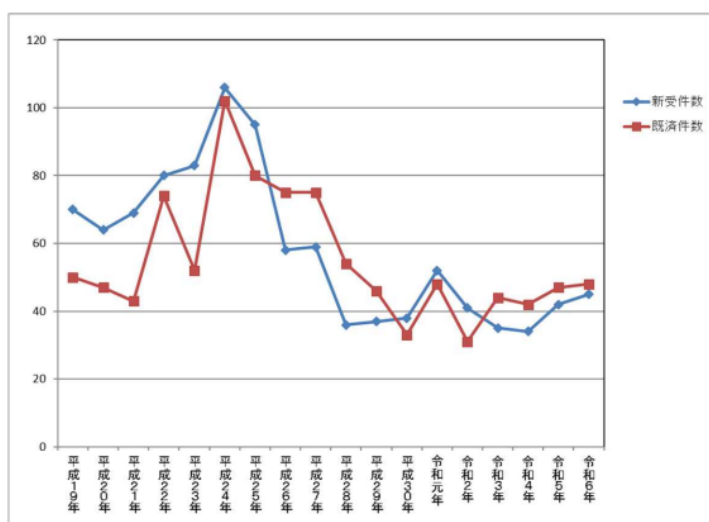
III. 役員等の責任に関する規律の見直し

役員等の株式会社に対する責任に関して、株主による責任追及等の訴え(株主代表訴訟。847条1項・3項・5項等)が認められている一方で、非業務執行取締役等は責任限定契約を締結することができる(427条1項)。

この点について、企業経営者による適切なリスクテイクや積極的な成長戦略の実行を後押しする観点から、(1)業務執行取締役等である取締役にも責任限定契約の締結を認めるべきであるとの指摘や、(2)株主代表訴訟の要件を厳格化するべきであるとの指摘があり、これらの規律の見直しが検討事項とされた。

「部会資料 5」は、(1)について、これを認めると、これまで人材確保のためと説明されてきた責任限定契約制度の趣旨そのものを見直すことにもなるため、その適否は必要性和許容性の観点から検討することが考えられると述べている。また、(2)については、検討の前提として、近時の株主代表訴訟は減少傾向にあり、令和2年以降は新受件数が5年連続で50件を下回っていること(図1参照)のほか、平成17年の会社法制定および令和元年の会社法改正に係る法制審議会の部会でも株主代表訴訟の要件の制限や厳格化が検討されたが、立法化に至らなかったことを述べている。

(図1)責任追及等の訴え(株主代表訴訟)年別件数



(注) 最高裁判所提供資料に基づき作成。令和6年の数値は速報値。

	新受件数	既済件数
平成19年	70	50
平成20年	64	47
平成21年	69	43
平成22年	80	74
平成23年	83	52
平成24年	106	102
平成25年	95	80
平成26年	58	75
平成27年	59	75
平成28年	36	54
平成29年	37	46
平成30年	38	33
令和元年	52	48
令和2年	41	31
令和3年	35	44
令和4年	34	42
令和5年	42	47
令和6年	45	48

(出典)「部会資料 5」12頁

1. 責任限定契約制度の見直し

業務執行取締役等である取締役にも責任限定契約の締結を認める見直しについては、潜脱のおそれや、取締役の不利の解消には他の制度で対応すべきこと等を理由に、消極的な意見もみられた一方で、相対的にリスク負担能力のある

株主との適切な責任分担という観点や、業務執行取締役と社外取締役との間で責任限定の取扱いが異なる規律の合理性への疑問等から、見直しに賛成する意見が多くみられた。

もっとも、見直しをする場合に検討が必要な点として、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 広い意味での利益相反がある場合に責任限定契約の対象とならないかについては整理する必要があり(松中幹事、久保田委員)、356条1項の競業取引および利益相反取引の責任は対象にならないという整理も考えられるが、妥当な制度設計としては、立法技術として難しさがあるものの、実質的利益相反のある場合を対象外とする方向性が考えられる(北村委員、行岡幹事)。
- ◆ D&O 保険と組み合わせて業務執行取締役が個人で負担する責任額がゼロになるとすれば、軽過失の任務懈怠⁴について民事責任の抑止効果が十分に発揮されるかについては検討する必要がある(行岡幹事)。
- ◆ 平成26年の会社法改正で非業務執行取締役に主体が拡張されたときの責任限定契約制度の趣旨とは異なってくるが、契約主体に応じて強調すべき点異なる複数の側面・機能を持つ制度と説明すればよく、むしろどのような内容で導入するかという点のほうが問題であるが、業務執行取締役について、責任限定契約の対象から除外される範囲を重過失の概念でうまく実現できるのか(諸外国の法制と比べてもさらに責任が制限される可能性が生じないか)は検討する必要がある(藤田委員)。

2. 株主代表訴訟制度の見直し

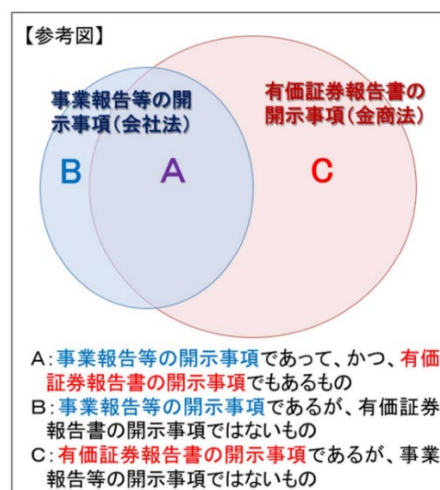
株主代表訴訟制度については、実際に提訴請求や訴訟提起がなされると、役員に責任がなくても、会社や役員に多大な負担が生じることや、個人投資家を含めた株主数の増加が見込まれることを踏まえ、提訴権を単独株主権から少数株主権に変更する等の見直しをすべきとの指摘もなされた(仁分委員、森委員)。しかし、濫用的な訴えが蔓延しているといった立法事実はみられないこと(矢野幹事)、責任限定契約制度の見直し(上記 1.)と併せて見直すとすれば、違法の抑止機能について unnecessary 懸念を招く危惧もあること(久保田委員)から、見直しは不要との意見が複数みられた。

IV. 有価証券報告書の総会前開示の進展を踏まえた規律の見直し

上場会社は、事業年度ごとに、有価証券報告書を当該事業年度経過後 3 か月以内に提出しなければならない(金融商品取引法 24 条 1 項)。また、上場会社の取締役は、所定の場合に、株主総会の日から3週間前の日または定時株主総会の招集通知を発送した日のいずれか早い日から、計算書類および事業報告ならびに連結計算書類(以下「事業報告等」という。)の所定の事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない(社債、株式等の振替に関する法律 159 条の 2 第 1 項、325 条の 3 第 1 項)。

近時、企業と投資家との建設的な対話のさらなる充実や企業開示の質と適時性を高める観点から、総会前開示の有用性を指摘する声がある。もっとも、事業報告等および有価証券報告書の開示事項には重複が多い一方で、細目において多くの相違点があり(図 2 参照)、上

(図 2) 事業報告等と有価証券報告書の開示事項の相違点



(出典)「部会資料 5」16 頁

⁴ 現行の責任限定契約制度は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合(すなわち、軽過失の場合)に、あらかじめ定められた額と法定の最低責任限度額とのいずれか高い額をその限度額として責任を制限するものである。

場会社において多大な負担が生じているとの指摘もある。

こうした状況を踏まえ、「部会資料 5」では、規律の見直しの具体的な内容、必要性等が検討事項とされた(表 2 参照)。

(表 2) 有価証券報告書の総会前開示の進展を踏まえた規律の見直しの例

① 書面交付請求制度の見直し
• 書面交付請求制度(325 条の 5 第 1 項・2 項)の廃止や同制度に代わる措置を設けることの是非
② 開示事項の相違点についての対応
• 事業報告等と有価証券報告書の開示事項に相違点(特に図 2 の「B」部分)があることによる上場会社の負担を解消すべく、(i)有価証券報告書の総会前開示をする場合に限り、事業報告等(当該「B」部分に含まれる事項)について開示を不要とするか、(ii)事業報告等または有価証券報告書の開示事項を見直し、当該「B」部分に含まれる事項がない状態とする(当該「B」部分に含まれる事項を、事業報告等の開示事項でないものとするか、図 2 の「A」部分に含まれる事項であるものとする。)という 2 つの方向性の是非
③ 有価証券報告書と事業報告等の一本化
• 企業の開示実務の効率化のため、有価証券報告書の総会前開示をする会社は事業報告等を作成しなくてよいものとするものの是非
④ その他
• 事業報告等に関する監査役の監査義務(436 条 1 項・2 項、444 条 4 項)を廃止することの是非
• 単体決算開示(計算書類の作成・開示)を廃止することの是非
• 会計監査の一元化をすることの是非

もっとも、第 5 回会議では、主に、開示事項の相違点と開示書類の一本化や、株主総会と開示の時期について議論されたため、以下では、これらの事項に絞って紹介する。

1. 開示事項の相違点と開示書類の一本化

事業報告等と有価証券報告書の開示事項に相違点を調整し、有価証券報告書にまとめる方向で見直せば、会社にとっては、開示書類作成実務の負担を軽減でき、投資家にとっても、投資判断に必要な情報を有価証券報告書から網羅的に収集してスクリーニングしやすくなる。このような理由で、見直しに賛成する意見が多く、この点で異論はみられなかった。

具体的には、図 2 の「B」部分をなくして「A」部分に含める方向性を支持する意見が多いが、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 開示事項の相違点は、会社法と金融商品取引法の立法経緯による違いにすぎない部分が大きく、また、諸外国では、フォーマットの決まった 1 つの開示書類に必要な情報がすべて記載される規律がみられるので、日本でも一本化することは可能であると考えられる(田中委員)。
- ◆ 有価証券報告書を作成すれば事業報告等は作成しなくてよいと一本化した場合、観念的には事業報告がなくなるが、たとえば 429 条 2 項 1 号口に定める事業報告の虚偽記載の責任が、本来であれば事業報告に記載されるべき事項について適用されるものとするのであれば、有価証券報告書の様式は、事業報告で要求される情報の範囲がわかるような形式にしておく必要がある(藤田委員)。

2. 株主総会と開示の時期

有価証券報告書が株主総会の 3~4 週間前に一律に開示されないと実務的に投資判断には使用できず、数日前に開示されても議決権行使へのインパクトは限定的であるとの見方がある一方で(内田委員、臼井委員)、仮に 3 週間前の開

示を要請されると、会社にとってハードルは非常に高く、総会前の様々な対応もあるなかで、時間的な余裕の確保も重要であるとの指摘もある(石井委員、青委員)。

そのため、総会前開示を実現するための抜本的な解決は、株主総会のスケジュールを柔軟化し、後ろ倒しにすることであるとの意見が多くみられ、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 諸外国では、取締役の改選と執行役(経営陣)の改選は別の事柄で、執行役の改選時期は株主総会の期日と揃っていないと考えてよいという考えがあると思われるため、日本で株主総会のスケジュールを後ろ倒しにするならば、日本でもこのような考えを新しい常識にしていくこともあり得る(田中委員)。
- ◆ 決算期から3か月以内に株主総会を開催しているのは、あくまで企業の自主的判断によるものであり、それを前提として基準日の3か月という規制を緩和するような議論はするべきではない(田中委員)。決算日を基準日とした株主総会の開催がぎりぎり可能になってしまっているものであり(久保田委員)、むしろ基準日と権利行使の期間を短くする立法をすれば、株主総会のスケジュールの後ろ倒しが進むとも思われる(齊藤委員)。

V. 次回以降の会議の見通し

第6回会議は、2025年10月1日に開催された。当該会議の議事詳細も追って配信する予定である⁵。

以上

⁵ 第6回会議の議事概要は、以下を参照されたい。

https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/251111.pdf

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 坂本 佳隆(yoshitaka.sakamoto@amt-law.com)
弁護士 野村 直弘(naohiro.nomura@amt-law.com)
弁護士 野村 賢太郎(kentaro.nomura@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。